# 第３０回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録

日　　時　平成２０年２月２９日（金）午後３時３０分から午後５時まで

場　　所　生駒市役所　会議室４０３　４０４

出 席 者　委員　石田榮仁郎、緒方賢史、金谷重樹、田中啓義、三村英子

事務局　企画財政部長　安井幹夫、文書課長　奥山良海

情報公開室長　堀本慎一、同室情報公開主査　真銅美雪

配付資料

１　レジュメ

２　諮問情第８号関係書類

３　「生駒市情報公開条例の改正について」中間報告

議　　題　１　諮問情第８号に係る経過説明

２　その他

〔審議経緯〕

１　諮問情第８号に係る経過説明について

諮問情第８号については、異議申立てが取下げられたことから審査を行う必要がなくなったため、事務局から諮問情第８号に係る経過の説明を行った。

○　平成２０年１月２１日に「全国学力調査　生駒市の公立学校全体の結果の正答率」について開示請求があり、実施機関（教育委員会）は対象公文書を「平成１９年度全国学力学習状況調査結果概況（以下、「全国学力テスト結果」という。）」とし、その内、生駒市の「平均正答数」「平均正答率」「中央値」「正答数集計値（生徒数）」に係る数値の部分について、生駒市情報公開条例第６条第７号に規定する「市又は国等が行う試験の事務事業に関する情報」であって、開示することにより、当該事務事業の目的を損ない、又は事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるためを理由として、実施機関は部分開示決定を行った。これに対し、請求人から異議申立てがあったため、実施機関は本審査会に諮問し、公文書部分開示決定理由説明書の提出を行ったが、その後に、異議申立人から本件異議申立てが取下げられた。

なお、昨年１１月にも同一請求人から請求があり、今回と同じ内容の部分

開示決定を行っているが、当該決定について不服申立ては行われなかった。

〔主な質疑〕

Q　異議申立てが取下げられた理由は何か。

A　理由は不明である。

Q　全国学力テスト結果の情報公開に係る不服申立てについて、他市の状況はどうか。

A　全国でもあまり例はないが、枚方市で市独自に実施した学力テストの非公開決定の取消しを求める訴訟があったので、判決文を参照されたい。

Q　全国学力テスト結果の情報公開について、奈良県下の状況はどうか。

A　奈良県教育委員会によると、開示請求があった市町村はないとのことである。

〔主な意見〕

○　不服申立てができる期間が経過してしまったため、再度同じ内容の請求をして、その決定に対して不服申立てをすることは法的に可能であるのか検討する必要があるのではという意見があった。

2　その他

（1）「生駒市情報公開条例の改正について」中間報告について

事務局から情報公開及び個人情報保護運営審議会から市長に提出された「生駒市情報公開条例の改正について」中間報告について報告を行った。

○　生駒市情報公開条例が、平成１０年４月の施行から、９年が経過したこと、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行されたため、本市においても条例と法との整合性を図る必要が生じていることなどから、より開かれた市政の実現に向けて生駒市情報公開条例の見直しを行うため、昨年４月１６日に市長から情報公開条例の改正について、情報公開及び個人情報保護運営審議会に諮問があった。諮問の検討項目は、「知る権利」の明記、対象公文書の範囲の拡大、請求権者を「何人も」に拡大、土地開発公社等の情報公開などであり、慎重に審議を重ね、１月に中間報告をとりまとめていただいた。これに対して審議会として意見募集を行い、１人の方から３件の意見の提出があったので、審議会の意見を調整し、答申の

とりまとめをお願いすることになっている。

〔主な質疑〕

Q　手数料の徴収については、現行ではどうしているのか。

A　手数料は無料だが、写しの作成費用として１枚１０円のコピー代を徴収している。

Q　電磁的記録について、範囲の拡大となっているが、どのようになるのか。

A　電磁的記録については、現行条例では電子計算機処理に使用するものに限られているが、情報公開法と同様に人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録まで対象になる。

Q　審議会では、情報公開条例の改正後の条例案についても審議したのか。

A　他市の条文を参考に提示したが、改正後の条例案については審議していない。

〔主な意見〕

○　請求権者を何人にすることにより、大量請求や不服申立ての増加などが予想される。

○　個人情報保護条例についても存否応答拒否の規定を入れるべきだ。

3　その他

会議録については、「案」が出来次第送付するので、確認していただきたい。